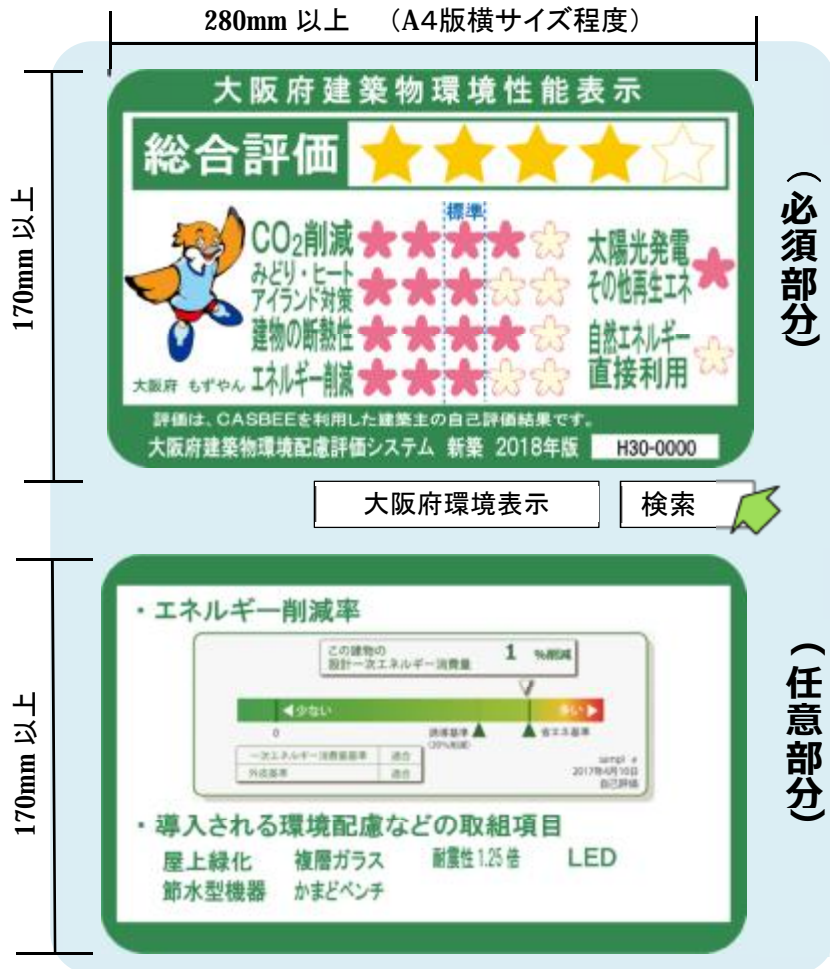


工事現場へのラベル表示が義務化されます！



現場表示が必要となるもの

平成30年4月1日以降に建築物環境計画書（延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築等する際に届出必要）を届け出た建築物について適用。ただし、表示の届出は不要。

表示方法

建築物環境計画書の届出後、工事着手（仮囲い設置後）から工事完了後まで、ラベルの内容が破損・劣化等で見えにくくならないよう対策を講じてください。

通行人から、見やすい場所（道路側等）に1箇所以上

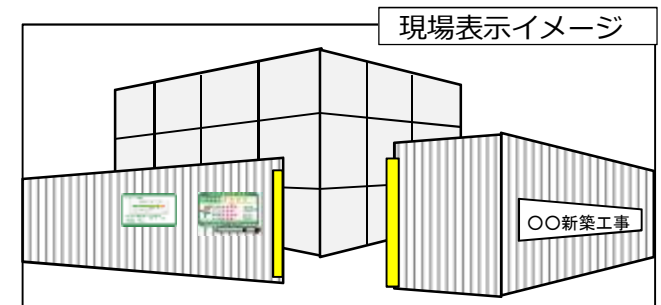
※届出の際に持参されたラベルまたは、副本返却後、府ホームページで公表するラベルいずれかを使用してください。

■大阪市域、堺市域についても、同様の表示が必要となります。詳しくは、それぞれの市役所にお問合せください。

大阪市 都市計画局建築指導部建築確認課 電話 06-6208-9304
堺市 建築都市局開発調整部建築安全課 電話 072-228-7936

※当表示ラベルは、大阪府が認証を与えるものではなく、建築主の自主的な環境配慮への取組み結果を表示するものです。
※表示による責務は、全て建築主に帰するものとします。

任意部分の導入される環境配慮などの取組項目は、自由記載です。



詳しくは、大阪府の建築物環境性能表示制度ホームページに掲載の表示制度マニュアルをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index_html/rabel.html

問合せ先

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 建築環境・設備グループ

電話 06-6210-9725

ファクシミリ 06-6210-9719